



霞ヶ浦艇庫（土浦 CanoeBase）及び連盟備品の利用に関する運用規程

（趣旨）

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラカヌー連盟（以下「連盟」という。）が管理する霞ヶ浦艇庫（土浦 CanoeBase）及び備品の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第2条 霞ヶ浦艇庫（以下「艇庫」という。）の利用時間は、艇庫の所在するラクスマリーナの利用時間に準ずる。

前項の規程にかかわらず、管理者が必要であると認めるときは、ラクスマリーナの承認を得て、利用時間を臨時に変更することがある。

（利用料金）

第3条 備品の利用料金は、別表 1,2 による。

（利用者）

第4条 艇庫及び備品の利用については、本連盟会員または本連盟会員を代表者とするグループに限定する。

（利用の申し込み方法および承認）

第5条 艇庫及び備品の利用申し込みは、次の指定様式に必要事項を記入の上、本連盟へ提出し承認を得ること。

(1) 艇庫利用申込書

※選手の通常利用の場合は、艇庫内の利用記録に必要事項を記載すること。

(2) 借艇申込書

(3) 備品利用申請書

(4) 備品持ち出し申請書

（利用料金の納付）

第6条 利用料金は原則、前納とする。

2 納付方法は、次のとおりとする。

(1) 納付方法は、管理者の指定する口座への振り込みとする。

(2) 口座への振り込み手数料は、利用者の負担とする。

(3) 管理者の指定する期日までに納付すること。

(4) 請求書および領収証が必要な場合は、本連盟へ連絡し発行を依頼する。



- (5) 納付済みの利用料金について、原則、還付しない。しかるべき事情があり、還付に値すると管理者が認めた場合は、この限りではない。

(利用の際の注意事項)

第7条 艇庫の利用に際しては、下記の項目に注意すること。

- (1) 原則として、備品以外の私用物を保管しない。
- (2) 備品は利用者が共有するものなので、扱いに注意すること。次の利用者のために、備品を清拭・清掃し、元の状態に整えた上で、元あった場所に収納すること。
- (3) 備品を紛失したり、破損したりした場合は、速やかに本連盟へ連絡すること。
- (4) 年に1回以上の備品見直し、大掃除を行うこと。
- (5) 艇庫内・艇庫周辺・マリーナ内では火気に注意する。
- (6) 艇庫内は禁煙とする。

2 湖面（栈橋、水面）利用については、安全確保のため、原則的には、2艇以上で利用するものとし、その中には人を救助できる能力を有する経験者を1人以上配置し、経験者は携帯電話を携帯すること。

- (1) 護岸スロープから先、栈橋や湖面上では、原則、ライフジャケットを着用すること。
- (2) 湖面上での行動は、原則、団体・グループ単位とすること。
- (3) 遊覧船やヨットなど他の船舶の運航を妨げないように注意すること。
- (4) 事故が発生した場合は、ただちにラクスマリーナ管理事務所および本連盟（Tel 03-6229-5440）へ報告すること。
- (5) 湖面保護区域および湖面西岸領域には立ち入らないこと。（別添、茨城県霞ヶ浦保護区図面）
- (6) 荒天時における艇庫の利用については、管理者の判断により一部制限することがある。
- (7) 利用者の賠償責任保険の加入を必須とする。
- (8) ゴムボート、モーターボート使用者の操縦免許携帯を必須とする。

附則

(施行期日)

1 本規程は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

2024年7月18日 改訂



各種利用料金

※選手登録者以外の個人利用での競技艇の貸し出しはできません。

表 1

Canoebase での使用レンタル料金

備品	会員
レク艇備品一式	1,000 円/1 日
競技艇	2,000 円/1 日
競技艇	6,000 円/1 か月
競技艇	70,000 円/1 年
宿泊テント	1,000 円
タープテント	無料
室内艇ラック利用料	4,000 円/1 か月

※競技艇のレンタル費を支払いしている場合は、ラック利用料は不要

※※競技艇の在庫は別添資料参照

表 2

持ち出し使用レンタル料金

備品	会員
レク艇備品一式	1,000 円/1 日
競技艇	2,000 円/1 日
競技艇	6,000 円/1 か月
競技艇	70,000 円/1 年
競技艇 カヤック、ヴァー	30,000 円
エルゴマシン	100,000 円

※大会だけに利用の際は、大会要項にある借艇料金に準じる。但し、すでに貸し出しされている艇の貸し出しはできない。

※競技艇、エルゴマシンの業者や一般の貸し出しについては事務局に連絡すること。

【艇ラック使用・借艇の手続き手順について】

- ①申請書類をメールで事務局へ提出 (jimukyoku01@japan-paracha.org)
- ②事務局にて受付後、ご利用案内の連絡を受ける
- ③ラック使用料及び借艇料を振り込む
- ④事務局からの振込確認の連絡を受けてから、使用許可手続き完了とし使用可となる。

【返却時の注意事項】

- ①必ず原状復帰をすること
- ②使用した艇や備品については、真水で洗浄し水気をふき取った後、元に合った場所へ片づける。
- ③片付け完了の際に、使用備品の全体写真と片付けた状態が分かる写真をそれぞれ1枚以上撮影して事務局へ提出すること。

【お問い合わせ先】

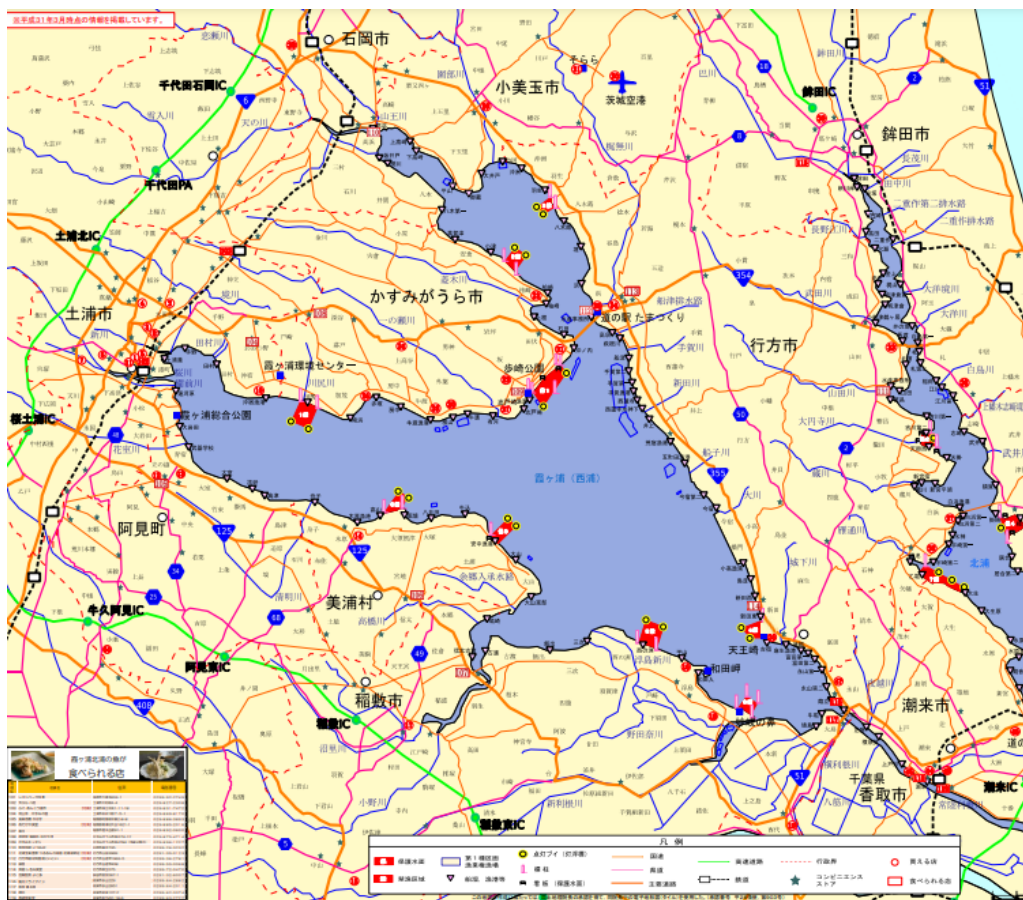
一般社団法人日本パラカヌー連盟 事務局

jimukyoku01@japan-paracha.org

03-6229-5440

茨城県霞ヶ浦保護区図面

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/kasui/contents/ruleandmanner.html>





年 月 日

一般社団法人日本パラカヌー連盟
艇庫利用管理者 殿

艇庫及び備品利用申込・申請書

- ☐ 艇庫利用申込書
- ☐ 借艇申込書
- ☐ 備品利用申請書
- ☐ 備品持ち出し申請書

下記の通り、利用を申請します。

記

利用責任者	
利用責任者連絡先 携帯、メールアドレス	
利用日程（1日）	年 月 日
利用期間（1か月や1年単位）	年 月 日～ 年 月 日
利用時間	
利用事業名	
備考	
金額	

以上

艇庫及び連盟備品利用の際は、霞ヶ浦艇庫（土浦 CanoeBase）の利用に関する運用規程に従うことを誓約します。

名前：

※本連盟では、貸出中の事故について責任を負いません。万一、紛失、破損した場合は実費負担頂きます。